

平成28年度 第1回
横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関する審議会

日時：平成28年12月22日（木）

10時00分から11時30分まで

場所：横浜市開港記念会館 2階9号室

次 第

1 委員紹介【資料1】

2 議 題

(1) 会長・副会長の選出【資料2】

(2) 横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関する審議会運営要綱の
制定【資料3】

3 報 告

(1) 横浜市のいわゆる「ごみ屋敷」対策について【資料4】

4 その他

《配付資料》

【資料1】委員名簿・事務局名簿

【資料2】横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関する審議会
に関する根拠条文抜粋

【資料3】横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関する審議会運営
要綱（案）

【資料4】横浜市のごみ屋敷対策について

【資料5】今後のスケジュール

【参考資料1】いわゆる「ごみ屋敷」対策に係る規定一式（条例、規則、判定基準要綱、
排出支援要綱）

【参考資料2】区別のいわゆる「ごみ屋敷」件数

【参考資料3】市民への周知用チラシ

横浜市建築物等における不良な生活環境の
解消及び発生の防止に関する審議会 委員名簿

氏 名	所属等
あらや たかみち 荒谷 孝道	横浜市町内会連合協議会 (緑区連合自治会長会 会長)
いずいし みのる 出石 稔	関東学院大学副学長・法学部教授
きし えみこ 岸 恵美子	東邦大学看護学部教授
くろかわ さとし 黒川 哲志	早稲田大学社会科学総合学術院教授
さとう まこ 佐藤 麻子	弁護士(神奈川県弁護士会)
たなべ ゆうこ 田邊 裕子	横浜市社会福祉協議会 地域活動部長
よこつか やすこ 横塚 靖子	横浜市民生委員児童委員協議会 (緑区民生委員児童委員協議会 会長)

(五十音順)(敬称略)

横浜市建築物等における不良な生活環境の
 解消及び発生の防止に関する審議会 事務局名簿

区局名	補職	氏名
健康福祉局	局長	<small>こいぶち しんや</small> 鯉渕 信也
	地域福祉保健部長	<small>なかい くにお</small> 中井 邦雄
	企画課長	<small>うじいえ りょういち</small> 氏家 亮一
	福祉保健課 福祉保健センター担当課長	<small>すずき のぶよし</small> 鈴木 宣美
	福祉保健課 人材育成担当課長	<small>かしろ さちこ</small> 嘉代 佐知子
資源循環局	局長	<small>おなか ふじお</small> 尾仲 富士夫
	企画調整担当部長	<small>すずき かずひろ</small> 鈴木 一博
	家庭系対策部長	<small>ふくやま かずお</small> 福山 一男
	業務課長	<small>はっとり のりひさ</small> 服部 敬久
	資源政策課担当課長	<small>みずたに つとむ</small> 水谷 努

横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び 生の防止を図るための支援及び措置に関する条例（一部抜粋）

第5章 横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関する審議会

（横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関する審議会）

第13条 市長の附属機関として、横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関する審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について調査審議し、又は答申する。

(1) 第8条第1項の規定による命令及び第9条第1項の規定による代執行に関すること。

(2) その他建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関し市長が必要と認める事項

3 審議会は、建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関し必要な事項について、市長に意見を述べることができる。

（組織）

第14条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

(1) 学識経験のある者

(2) 関係団体を代表する者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（委員の任期）

第15条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第16条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会長への委任）

第17条 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関する審議会運営要綱(案)

(目的)

第1条 この要綱は、横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例（以下「条例」という。）（平成28年9月26日横浜市条例第45号）第13条に規定する横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関する審議会（以下「審議会」という。）の運営に必要な基本事項を定める。

(会議)

第2条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が選出されていないときは、市長が行う。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第3条 審議会は、公開とする。

2 審議会を傍聴しようとする者は、あらかじめ傍聴人名簿に記入し、係員の指示に従い、傍聴しなければならない。

3 傍聴定員は、先着順で5人とする。ただし、会長が必要と認めるときはこの限りではない。

4 会長は、傍聴者が会議運営の支障となる行為をし、指示に従わないときは、会場からの退去を命じることができる。

5 傍聴者は、会議場において許可なく撮影、録音等を行ってはならない。

(会議の非公開)

第4条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条ただし書の規定により審議会を非公開とするときは、会長は、その旨を宣告するものとする。

2 会長は、委員の発議により審議会を非公開とするときは、各委員の意見を求めるものとする。

3 審議会を非公開とする場合において、会議場に傍聴者等がいるときは、会長は、その指定する者以外の者及び傍聴人を会議場から退去させるものとする。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月22日から施行する。



横浜市のごみ屋敷対策について

区局の垣根を越えた取組



第1回横浜市建築物等における不良な生活環境
の解消及び発生の防止に関する審議会

平成28年12月22日
健康福祉局 資源循環局

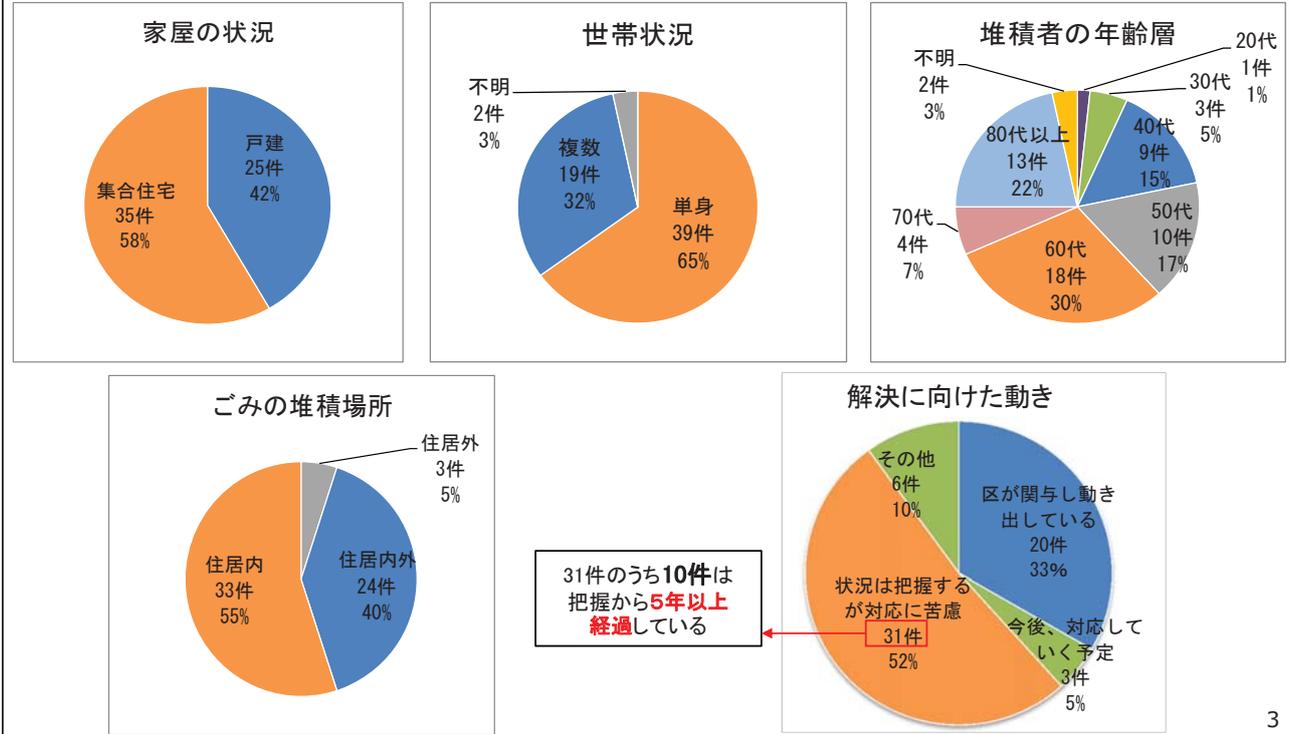


1 「ごみ屋敷」の現状・課題と 対策の基本的考え方

横浜市の「ごみ屋敷」の状況 (H28.6 調査)



横浜市内には、周辺に影響があるごみ屋敷(不良な生活環境)は「**60件**」。



3

ごみ屋敷の難しい課題



①財産権の壁

自分の土地・建物をどのように使うかは基本的には自由。また、一般的には「ごみ」に見えるものでも、本人は「財産」だと主張する場合がある。

②既存の法令の限界

廃棄物処理法、道路法、空家対策特別措置法など、既存の法令では十分に対処ができない。ごみ屋敷の実態を把握しようにも、調査権がない。強制的な撤去ができない。

③制度・所管の狭間

これまでに行政が対応・解決してきたケースもあるが、担当が多岐にわたり、窓口が明確でない。また、福祉的サービスを何も受けていないなど、行政との接点のない人にアプローチするのが難しい。

➡ **条例の制定と役割の明確化が必要**

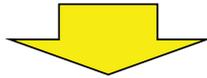
4

いわゆる「ごみ屋敷」が発生する背景には・・・

加齢や疾病による身体機能の低下、精神疾患、
経済的困窮、地域からの孤立など、様々な課題がある

今日の社会が抱える様々な地域課題

ごみ問題である以上に福祉的な問題



ごみ屋敷の根本的な解決には、ごみを撤去するだけでなく、
当事者に寄り添い、福祉的な支援を通じて、背景にある課題を
解決することが必要。

また、未然防止や再発防止も重要。



健康福祉局を中心に据え、資源循環局と区役所と一体になって検討

5

2 対策の検討経過

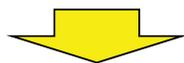
6

「ごみ屋敷」対策の検討



<検討開始の契機>

- 具体的事案の発生
- メディアによる報道
- 市議会からの要望
- ◎ 区役所からの提案（地域ニーズ反映システム） 18区のうち12区の共同提案



対策検討プロジェクトの設置 (H27.9)

<主な検討事項>

- ・ 条例は必要かどうか
- ・ 条例の方向性
- ・ 区局の役割分担
- ・ 窓口や体制の整備
- ・ 条例の対象
- ・ 条例に盛り込むべき内容
- ・ ごみ屋敷の判定基準
- ・ 撤去支援や費用負担のあり方 など

委員長：健康福祉局長
副委員長：資源循環局長、旭区長
メンバー：関係区局の部長級
健康福祉部会と資源循環部会を設置

H28.10までに
プロジェクトを8回、
部会を9回開催



各区の福祉保健課を窓口決定

条例制定に先立ち、各区役所に区長をトップとする区対策連絡会議を設置

7

パブリックコメントの実施



取組の基本的考え方や条例案の骨子について意見募集を実施

平成28年4月1日～5月6日まで実施し、76人から179件の意見

大分類	小分類	件数
条例の規定 (100件)	条例全般	26
	条例の対象	14
	市民の責務、地域や関係機関との協力	14
	費用負担	8
	各種調査、立入調査	8
	措置(指導、勧告、命令、代執行)	23
	過料や罰則	7
対策の進め方 (70件)	福祉的な支援	21
	対応窓口、体制	10
	迅速な対応	17
	予防や再発防止	15
	その他対策	7
その他意見(9件)	その他	9
意見合計		179

寄せられた主な意見



措置（指導、勧告、命令、代執行）（23件）

代執行を強力に進めるべき。ごみが山積みになってからでは大変。費用の請求も難しいので、規模の少ないうちに代執行に移るべき。

「勧告」「命令」「代執行」は行政しか出来ないのも絶対的に条例の整備が必要。近所の住民が第一の被害者である事を忘れずに、「住みやすいヨコハマ」を目指してほしい。

行政等の指導で強制的に対応させるような「仕組み」を構築してほしい。

行政代執行は盛り込まないこと。

福祉的な支援(21件)

一番重要なのは、「ごみ屋敷」の住人の身体的・精神的な状況を的確に判断し、温和に問題を解決すること。横浜市の基本的な考え方である『当事者に寄り添い、福祉的な支援に重点をおいて取組を進める』ことが最良の方法であると考えられる。

福祉的観点から、「精神科医」、「臨床心理士」などの専門的な意見も聴く必要がある。

「ごみ屋敷」の問題は、片付けではなく、その人の治療や、繰り返さないことだと思います。片付けても繰り返すのなら税金の無駄遣いであり、片付けた後どうサポートするのかを決めてから行うべき。

迅速な対応(17件)

問題が発覚しても解決に数年～数十年かかるケースがあるが、その間、周辺住民が多大な迷惑を被っている。こういう状況を解消してほしい。

条例を制定し対策を進めることに対する反対意見は特になし。

9

議会での条例案の審議



平成28年9月の市議会第3回定例会に条例案を提出

主な質疑

<本会議>

- ・条例案の基本的な考え方
- ・本市の「ごみ屋敷対策」の横浜らしさ
- ・これまでの取組
- ・条例の施行によりこれまでと何が変わるのか
- ・区局の役割分担
- ・専門職員の配置など体制整備が必要
- ・地域との連携の重要性
- ・空家対策とごみ屋敷対策の整理
- ・福祉的支援と代執行を始めとする措置のバランスのとおり方
- ・社会的孤立への支援の進め方
- ・近隣の安全が脅かされている深刻なケースには、代執行も辞さない覚悟で取り組むべき
- ・代執行により片付けられる範囲
- ・市民への周知方法
- ・市長の意気込み

<健康福祉委員会等>

- ・ごみ屋敷問題は、今後の新しい地域福祉を考えていく上で重要
- ・当事者の人権擁護の観点を忘れずに取り組んでほしい
- ・市内のごみ屋敷60件の傾向、解決につながった具体的な支援の例
- ・代執行を盛り込んだ理由、過料を盛り込んでいない理由
- ・立入検査や代執行の範囲
- ・未然防止と再発防止が重要

<資源循環委員会等>

- ・資源循環局の役割
- ・時間軸が重要。深刻な事案には半年くらいのスピード感をもって対応してほしい
- ・長期間問題になっている10件にどのように対応していくのか
- ・事業者がごみをため込んでいる場合への対応
- ・有価物への対処
- ・ごみの撤去費用と減免の取扱い
- ・実効性を確保するため、議会への定期報告が必要

全会一致で可決・成立、9月26日に公布 ➡ 平成28年12月1日から施行

10

3 条例の概要

「ごみ屋敷」対策条例の概要①

横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例

1 条例の目的（第1条）

住居その他の建築物等における不良な生活環境の発生を未然に防ぐとともに、それを解消し、かつ再び発生させないための支援及び措置を定めることにより、市民の安全で良好な生活環境を確保し、もって市民が健康で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に資することを目的とする。

2 不良な生活環境（第2条 第1項 第2号） ※いわゆる「ごみ屋敷」状態

物の堆積又は放置に起因して、害虫、ねずみ又は悪臭の発生、火災の発生又は崩落のおそれがあること等により、当該建築物等又はその近隣の生活環境が損なわれている状態

3 基本方針（第3条）

- (1) 不良な生活環境は、堆積者が自ら解消することを原則とする。
- (2) 不良な生活環境の発生の背景には、地域社会における孤立等の生活上の諸課題があり得ることを踏まえ、福祉的観点から当事者に寄り添った支援を行う。
- (3) 市、地域住民、関係機関その他の関係者が協力して、不良な生活環境の発生の防止に努め、また堆積者が自ら解消することが困難な場合には、解消に向けたあらゆる対策を行う。
- (4) 堆積者への支援を基本とし、必要に応じて措置を適切に講ずる。

「ごみ屋敷」対策条例の概要②



4 支援（第6条）

(1) 相談

市長は、当事者及び地域住民等からの相談に適切に応じるとともに、関係機関が相談を受けた場合にも必要な対応がなされるよう、支援する。

(2) 情報提供、助言その他の支援

市長は、相談を受けた場合又は必要があると認める場合は、当事者及び地域住民等に対する必要な情報の提供、助言その他の福祉的な支援を行う。

(3) 排出の支援等

市長は、不良な生活環境が近隣の生活環境を損なう状態であり、又はそのおそれがあり、堆積者自ら解消を行うことが困難であると認める場合は、同意を得た上で、堆積物のうち一般廃棄物（事業系を除く）の排出の支援、収集・運搬・処分を行う。

(4) 再発防止のための地域住民等による取組を支援

市長は、(3)の排出の支援等を行った後に、再び不良な生活環境を発生させないため、地域住民等による見守りその他の地域における孤立等の生活上の諸課題の解決に向けた取組を支援する。

不良な生活環境の「未然防止」、「解消」、「再発防止」のための福祉的な支援を規定。近隣に影響がある場合には、各区にある収集事務所が中心となって「排出の支援」を行う。なお、5の措置を行う場合であっても、根本的な問題解決に向けた福祉的支援は継続して行う。

13

「ごみ屋敷」対策条例の概要③



5 措置（第7条～第9条）

(1) 指導

市長は、不良な生活環境が近隣の生活環境を損なう状態であり、支援によって解消することが困難であると認めるときは、堆積者（確知できない場合は所有者）に指導することができる。

(2) 勧告

市長は、指導を行ったにもかかわらず、不良な生活環境が解消されない場合は、期限を定めて堆積者等に解消措置を行うよう勧告することができる。

(3) 命令

市長は、勧告を行ったにもかかわらず、近隣の生活環境が著しく損なわれている状態にあると認めるときは、期限を定めて堆積者等に解消措置を行うよう命ずることができる。

(4) 代執行

市長は、堆積者等が命令に係る解消措置を講じない場合は、行政代執行法の規定により、自ら解消措置を行い、その費用を徴収することができる。

近隣住民の財産のみならず、生命・身体にまで危害が及ぶおそれがあるなど、本人の同意が得られなくても、撤去を行う必要がある場面もあり得ることから、命令・代執行を規定。ただし、客観性を担保するため、命令・代執行の際は、事前に審議会の意見聴取を義務付け。なお、福祉的支援を重視するという本市のスタンスとそぐわないことから、罰則・公表などの規定は設けていない。

14

「ごみ屋敷」対策条例の概要④



6 調査（第10条～第12条）

(1) 調査・報告徴収（支援のため）

市長は、支援の実施に必要な限度において、堆積等の状態、建築物等の所有関係その他必要な事項について調査をし、又は所有者その他関係者に対し報告を求めることができる。また、官公署に対し、親族関係その他堆積者に関する事項について報告を求めることができる。

(2) 関係機関等に対する情報提供

市長は、民生委員及び規則で定める関係機関(※)に対し、支援の実施に必要な範囲内で、(1)の調査又は報告の結果を提供することができる。 ※規則で社会福祉協議会、地域ケアプラザ等を規定

(3) 立入調査（措置のため）

市長は、措置の実施に必要な限度において、職員に、建築物等に立ち入り、その状態を調査させ、又は堆積者等に質問させることができる。

7 審議会の設置（第13条～第17条）

横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関する審議会を設置し、市長の諮問に応じ、次の事項を調査審議し、又は答申する。

- (1) 命令、代執行に関する事。
- (2) 不良な生活環境の解消及び発生の防止に関し市長が必要と認める事項

8 施行日（附則）

この条例は平成28年12月1日から施行する。

15

横浜市の条例の特色



<条例によってできるようになること>

○支援を効果的に進めるための調査

親族関係、建物の権利関係、福祉保健制度の利用状況等を把握することが可能になる。

○公共の福祉の観点からの措置

支援による解決が困難な場合には、代執行などの措置を行うことが可能になる。

それ以上に重要なのは、「ごみ屋敷対策」を行うことが市の業務として明確に位置づけられ、職員が主体的に取り組むようになること

<条例の特色・横浜らしさ>

- ・当事者に寄り添った支援を基本とし、ごみの片付けだけでなく、問題の根本的解決を目指す。福祉的視点を重視し、罰則や公表などの規定は設けていない。
- ・ごみ屋敷の解消のみならず、未然防止や再発防止を重視。
- ・地域の課題を的確に捉えた区役所からの発案を基に検討を開始した。健康福祉局(福祉担当)と資源循環局(廃棄物担当)が共管し、条例の主たる所管を健康福祉局として、専門職員を配置。

16

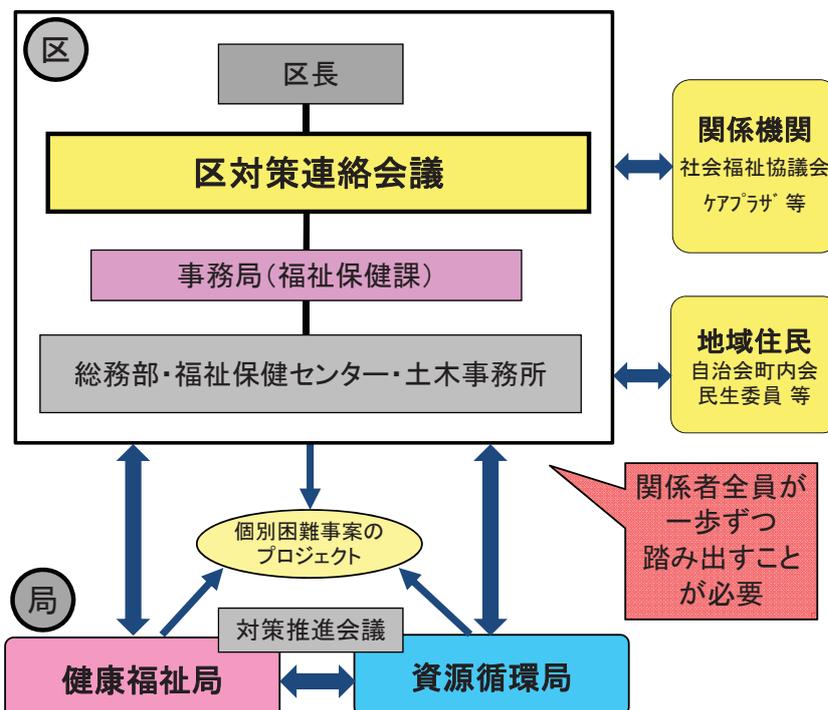
4 推進体制等

「ごみ屋敷」対策の推進体制

<特徴>

- ◆区が中心となって当事者への対応に当たり、福祉部門と総務部が連携して、区全体でアプローチするため、区対策連絡会議を置く
- ◆区の窓口は福祉保健課
- ◆局が区の実施をバックアップ
 - ・排出の支援
 - ・措置(指導・勧告・命令・代執行)
 - ・情報収集・提供
- ◆関係機関や地域住民とも協力
- ◆局に対策推進会議を、区局で個別困難事案のプロジェクトを設置し、対策を推進

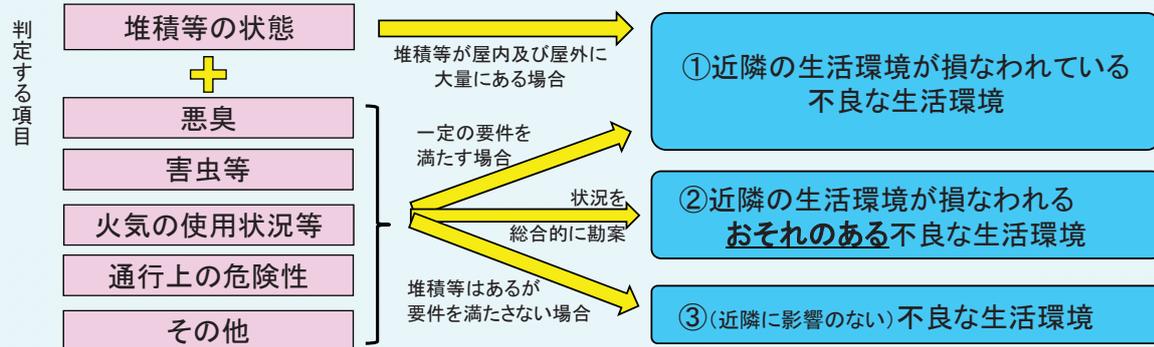
区局の役割分担のイメージ



不良な生活環境の判定と条例の対象



<不良な生活環境の判定> 判定基準に基づき、区対策連絡会議が判定



<条例の対象と不良な生活環境の関係>

相談・情報提供・助言その他の支援の対象	不良な生活環境の解消及び 発生の防止 を図るため	①②③ <small>発生防止の観点からはそれ以外も</small>
排出の支援の対象	不良な生活環境が 近隣の生活環境を損なう状態 であり、又は そのおそれがあり 、堆積者自ら解消することが困難であると認める場合	①と②
措置の対象	不良な生活環境が 近隣の生活環境を損なう状態 であり、支援によって解消することが困難であると認める場合	①のみ

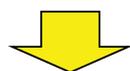
19

ごみ屋敷ごみの処理費用及び減免



<ごみ屋敷ごみの処理費用>

○排出の支援によって排出されたごみの処理に対しては、他の市民との公平性や既存手数料との整合性から、**13円/kg** の一時多量ごみ処理手数料を請求



ただし、一定の要件に該当する場合は費用を減免(免除)
区対策連絡会議が必要性を判断し、資源循環局長が決定。原則として1回

<費用減免の要件>

- 経済的事実がある場合
 - ・生活保護受給世帯
 - ・特定中国残留邦人

- 福祉的事実等により資源循環局長が認めた場合
 - ・障害者手帳の交付を受けている
 - ・介護保険法に基づく認定を受けている
 - ・疾病その他の原因により、身体機能の低下、判断能力が不十分な状態、又はそれらの疑いがあると福祉保健センター長が判断し、区対策連絡会議が認めたもの

※これらに該当し、かつ、不良な生活環境を生じさせたことに本人の責めに帰すべき事由がないと認める場合
※資産があるなど、経済的事実によっては堆積者負担も検討

※代執行の場合は、委託費用も含め、かかった費用を全額請求できる。(減免なし)

20

いわゆる「ごみ屋敷」対策に係るスケジュール（案）

審議会

*個別事案に対し、市が命令・代執行が必要と判断した場合、臨時で開催することがあります。
 (このほか、市の判断で、文書指導や勧告を行うことがあります。)

「ごみ屋敷」対策推進会議

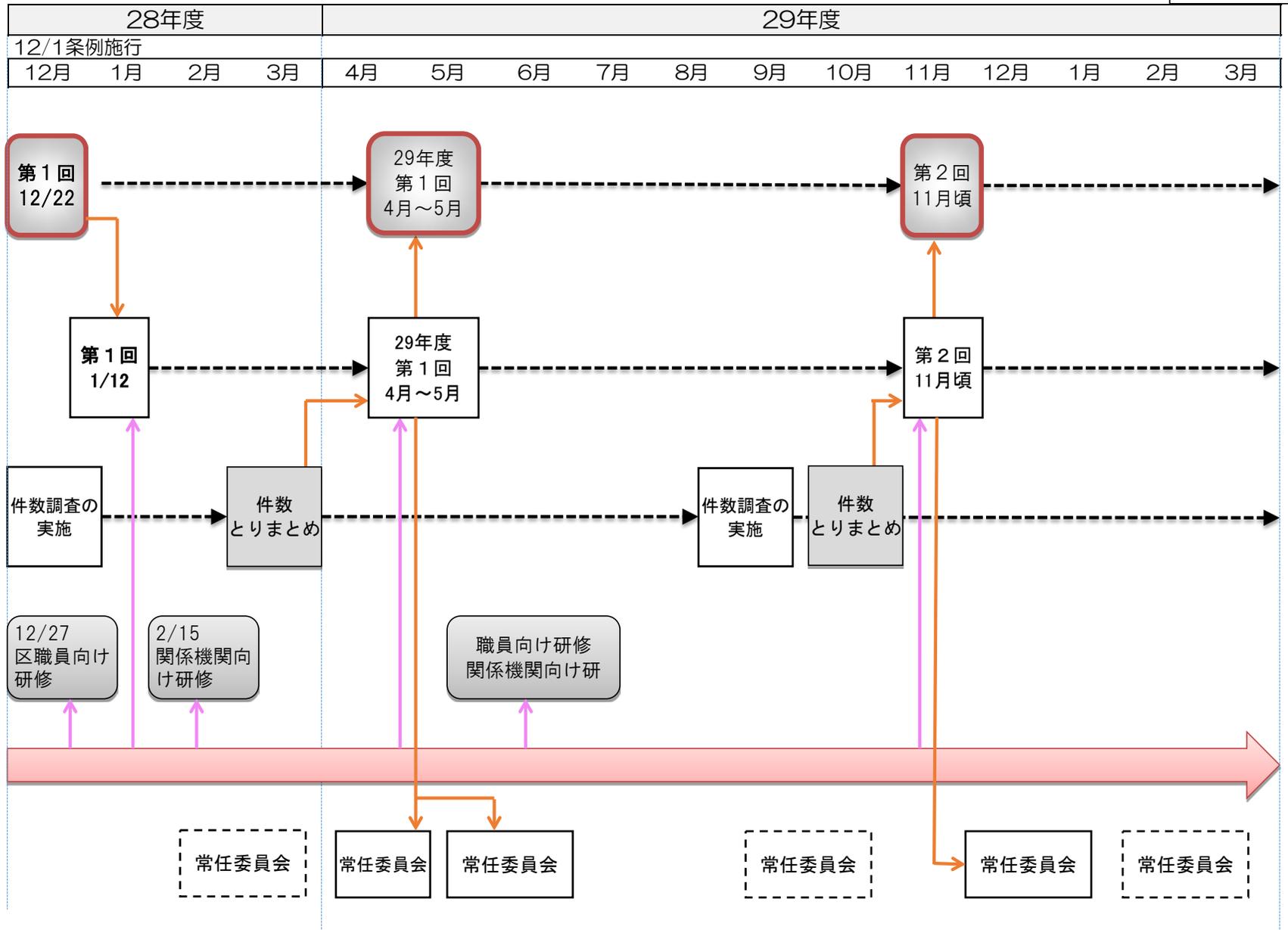
「ごみ屋敷」対策 庁内の動き

件数調査

研修

いわゆる「ごみ屋敷」に関する分析等

横浜市会定例会



条 例

横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例をここに公布する。

平成 28 年 9 月 26 日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第 45 号

横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例

目 次

第 1 章 総 則（第 1 条—第 5 条）

第 2 章 支 援（第 6 条）

第 3 章 措 置（第 7 条—第 9 条）

第 4 章 調 査 等（第 10 条—第 12 条）

第 5 章 横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関する審議会（第 13 条—第 17 条）

第 6 章 雑 則（第 18 条）

附 則

第 1 章 総 則

（目的）

第 1 条 この条例は、住居その他の建築物等における不良な生活環境の発生を未然に防止するとともに、それを解消し、かつ、再び発生させないための支援及び措置に関し必要な事項を定めることにより、市民の安全で良好な生活環境を確保し、もって市民が健康で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物等 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物及びその敷地（これに隣接し、物の堆積又は放置（以下「物の堆積等」という。）が一体となつてなされている私有地その他の土地を含む。）をいう。
- (2) 不良な生活環境 物の堆積等に起因する害虫、ねずみ又は悪臭の発生、火災の発生又は物の崩落のおそれその他これらに準ずる影響により、当該物の堆積等がされた建築物等又はその近隣における生活環境が損なわれている状態をいう。
- (3) 堆積者 物の堆積等をすることにより建築物等における不良な生活環境を生じさせている者（自然人に限る。）をいう。

- (4) 堆積物 建築物等における不良な生活環境の原因となっている当該物をいう。
- 2 この章及び第4章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 支援 次章の規定による支援その他の横浜市（以下「市」という。）又は地域住民、関係機関その他関係者（以下「地域住民等」という。）が講ずる建築物等における不良な生活環境の解消及び発生（再発を含む。以下同じ。）の防止を図るための対策（措置を除く。）をいう。
- (2) 措置 第3章の規定による建築物等における不良な生活環境の解消を図るための対策をいう。
- （基本方針）
- 第3条 建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止は、次に掲げる基本方針に基づき推進されるものとする。
- (1) 建築物等における不良な生活環境は、堆積者が自ら解消することを中心とする。
- (2) 建築物等における不良な生活環境の発生の背景には、地域社会における孤立等の生活上の諸課題があり得ることを踏まえ、福祉的観点から当該生活上の諸課題を抱える者（第6条第1項及び第2項において「当事者」という。）に寄り添った支援を行うこと。
- (3) 市と地域住民等とが協力して、建築物等における不良な生活環境の発生の防止に努めるとともに、堆積者が自ら当該不良な生活環境を解消することが困難であると認められる場合は、市と地域住民等とが協力して解消に向けたあらゆる対策を行うこと。
- (4) 建築物等における不良な生活環境の解消に取り組むに当たっては、支援を基本とし、必要に応じて措置を適切に講ずること。
- （市の責務）
- 第4条 市は、前条に規定する基本方針にのっとり、地域住民等と協力して、建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に努めるとともに、第1条の目的を達成するために必要な対策を総合的に講ずるものとする。
- （市民の責務）
- 第5条 市民は、その所有し、管理し、又は占有する建築物等において不良な生活環境を生じさせないように努めなければならない。
- 第2章 支援
- 第6条 市長は、建築物等における不良な生活環境の解消及び発生

- の防止を図るため、自ら当事者及び地域住民等からの相談に適切に応じるとともに、関係機関が相談を受けた場合においても、必要な対応がなされるよう、支援を行うものとする。
- 2 市長は、前項の規定により自ら相談を受けた場合又は建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るために必要があると認める場合は、当該建築物等における物の堆積等の状態を可能な限り把握した上で、当事者及び地域住民等に対する必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。この場合において、生活保護法（昭和25年法律第144号）、介護保険法（平成9年法律第123号）その他の法令（条例等を含む。）の規定に基づく手続に関する情報の提供、相談、助言その他の支援で、当事者が抱える地域社会における孤立等の生活上の諸課題の解決に資するものがあるとき、当該支援とこの項前段の支援とを一体的に行うものとする。
- 3 市長は、前項前段の支援に係る建築物等における不良な生活環境（当該物の堆積等がされた建築物等の近隣における生活環境が損なわれている状態にあるもの又は当該建築物等における生活環境が損なわれ、かつ、その近隣における生活環境が損なわれるおそれがある状態にあるものに限る。）を堆積者が自ら解消することなが困難であると認める場合は、当該不良な生活環境の原因となつている堆積物のうち、一般廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第2項に規定する一般廃棄物（事業活動に伴って生じたものを除く。）をいう。第5項において同じ。）に該当するものの排出の支援を行うことができる。
- 4 市長は、前項の支援を行おうとする場合は、あらかじめ、堆積者に対し必要な説明を行い、その同意を得なければならない。
- 5 市長は、第3項の規定により排出された一般廃棄物の収集、運搬及び処分を行うものとする。この場合において、当該一般廃棄物は、市長が指定する市の施設に搬入された一般廃棄物とみなして、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成4年9月横浜市条例第44号）第44条、第45条及び別表第1の規定を適用する。
- 6 市長は、前3項の規定により建築物等における不良な生活環境が解消された場合は、再び建築物等における不良な生活環境が生じないようにするため、地域住民等による見守りその他の地域社会における孤立等の生活上の諸課題の解決に向けた取組が適切に

第3章 措置

（指導及び勧告）

第7条 市長は、前条の支援によって建築物等における不良な生活環境（当該物の堆積等がされた建築物等の近隣における生活環境が損なわれている状態にあるものに限る。以下この条及び次条第1項において同じ。）を解消することが困難であると認める場合は、当該不良な生活環境を生じさせている堆積者（堆積者を確知条第1項及び第12条第1項において同じ。）に対し、書面により必要な指導をすることができる。

2 市長は、前項の指導を行ったにもかかわらず、なお建築物等における不良な生活環境が解消されない場合は、当該堆積者に対し、期限を定めて、堆積物の適切な処分その他の当該不良な生活環境を解消するための措置（以下「解消措置」という。）を行うよう、書面により勧告することができる。
（命令）

第8条 市長は、前条第2項の規定による勧告を行ったにもかかわらず、なお建築物等における不良な生活環境が解消されない場合であって、当該物の堆積等がされた建築物等の近隣における生活環境が著しく損なわれている状態にあると認めるときは、当該堆積者に対し、期限を定めて、解消措置を行うよう、書面により命

2 市長は、前項の規定による命令をしようとする場合は、あらかじめ、第13条第1項に規定する審議会の意見を聴かなければならない。
（代執行）

第9条 前条第1項の規定による命令を受けた者が、正当な理由がなく同項の期限までに当該命令に係る解消措置を講じない場合は、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の規定により、市長は、自ら当該解消措置をなし、又は第三者をして当該解消措置をなさしめ、その費用について当該命令を受けた者から徴収することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による代執行をしようとする場合について準用する。

3 第6条第6項の規定は、前2項の規定により建築物等における不良な生活環境が解消された場合について準用する。

第4章 調査等

（調査及び報告）

第10条 市長は、支援の実施に必要な限度において、建築物等における物の堆積等の状態、当該建築物等の使用若しくは管理の状況又は所有関係その他必要な事項について、調査をし、又は当該建築物等の所有者その他関係者に対して報告を求めることができる

。 2 市長は、前項の調査又は報告の結果、建築物等における不良な生活環境の解消を図るために必要があると認める場合は、官公署に対し、物の堆積等がされた建築物等の所有関係又は堆積者の親族関係若しくは福祉保健に関する制度の利用状況その他の堆積者に関する事項に関して、報告を求めることができる。
(調査結果等の提供等)

第11条 市長は、市と民生委員及び規則で定める関係機関とが協力して支援を行うに当たって必要があると認める場合は、それらの方者に対し、当該支援の実施に必要な範囲内で、前条の調査又は報告の結果を提供することができる。

2 前項の規定による調査若しくは報告の結果の提供を受けた者(その者が法人である場合にあっては、その役員)若しくはその職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該支援の実施に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
(立入調査等)

第12条 市長は、措置の実施に必要な限度において、その職員に、物の堆積等がされた建築物等に立ち入り、その状態を調査させ、又は堆積者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入調査又は質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があった場合は、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第5章 横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生
の防止に関する審議会
(横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生
の防止に関する審議会)

第13条 市長の附属機関として、横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生を防止に関する審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に依りて、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について調査審議し、又は答申する。

(1) 第8条第1項の規定による命令及び第9条第1項の規定による代執行に関すること。

(2) その他建築物等における不良な生活環境の解消及び発生を防止に関し市長が必要と認める事項

3 審議会は、建築物等における不良な生活環境の解消及び発生を防止に関し必要な事項について、市長に意見を述べるることができる。

(組 織)

第 14 条 審 議 会 は、 委 員 10 人 以 内 を も っ て 組 織 す る。

2 委 員 は、 次 に 掲 げ る 者 の う ち か ら、 市 長 が 任 命 す る。

(1) 学 識 経 験 の あ る 者

(2) 関 係 団 体 を 代 表 す る 者

(3) 前 2 号 に 掲 げ る 者 の ほ か、 市 長 が 必 要 と 認 め る 者

(委 員 の 任 期)

第 15 条 委 員 の 任 期 は、 2 年 と す る。 た だ し、 委 員 が 欠 け た 場 合 に お け る 補 欠 の 委 員 の 任 期 は、 前 任 者 の 残 任 期 間 と す る。

2 委 員 は、 再 任 さ れ る こ と が で き る。

(会 長 及 び 副 会 長)

第 16 条 審 議 会 に 会 長 及 び 副 会 長 1 人 を 置 く。

2 会 長 及 び 副 会 長 は、 委 員 の 互 選 に よ っ て 定 め る。

3 会 長 は、 審 議 会 を 代 表 し、 会 務 を 総 理 し、 会 議 の 議 長 と な る。

4 副 会 長 は、 会 長 を 補 佐 し、 会 長 に 事 故 が あ る と き、 又 は 会 長 が 欠 け た と き は、 そ の 職 務 を 代 理 す る。

(会 長 へ の 委 任)

第 17 条 審 議 会 の 組 織 及 び 運 営 に 関 し 必 要 な 事 項 は、 会 長 が 審 議 会 に 諮 っ て 定 め る。

第 6 章 雑 則

(委 任)

第 18 条 この 条 例 に 定 め る も の の ほ か、 この 条 例 の 施 行 に 関 し 必 要 な 事 項 は、 市 長 が 定 め る。

附 則

この 条 例 は、 平 成 28 年 12 月 1 日 か ら 施 行 す る。

規則

横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例施行規則をここに公布する。

平成28年11月25日

横浜市長 林 文子

横浜市規則第103号

横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例（平成28年9月横浜市条例第45号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(規則で定める関係機関)

第2条 条例第11条第1項に規定する規則で定める関係機関は、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条第1項に規定する市町村社会福祉協議会及び同条第2項に規定する地区社会福祉協議会
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条の2第3項の規定により、横浜市から同条第1項の事業及び業務の実施の委託を受けた者
- (3) 横浜市地域ケアプラザ条例（平成3年9月横浜市条例第30号）第1条第1項に規定する地域ケアプラザの指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。次号において同じ。）
- (4) 横浜市精神障害者生活支援センター条例（平成11年3月横浜市条例第21号）第1条第1項に規定する精神障害者生活支援センターの指定管理者
- (5) その他前各号に準じて支援（条例第2条第2項第1号に規定する支援をいう。）を実施することのできる者として市長が認める関係機関

(身分証明書)

第3条 条例第12条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（別記様式）とする。

(委任)

第4条 この規則の施行に関し必要な事項は、健康福祉局長及び資源循環局長が定める。

附 則

この規則は、平成28年12月1日から施行する。

別記様式（第3条）

（表）

第 号	
身分証明書	
所属	
氏名	
上記の職員は、横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例第12条第1項の規定により立入調査又は質問をする権限を有する者であることを証明します。	
年 月 日	横浜市長 

（縦 5.5 センチメートル 横 9.1 センチメートル）

（裏）

横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例（抜粋）
（立入調査等）
第12条 市長は、措置の実施に必要な限度において、その職員に、物の堆積等がされた建築物等に立ち入り、その状態を調査させ、又は堆積者に質問させることができる。
2 前項の規定による立入調査又は質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があった場合は、これを提示しなければならない。
3 第1項の規定による立入調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（備考）

- 1 紙質は、厚紙とすること。
- 2 紙色は白、刷色は黒とすること。

横浜市建築物等における不良な生活環境に関する判定基準要綱

制 定 平成 28 年 12 月 1 日 健福第 900 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 本要綱は、横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例（平成 28 年 9 月横浜市条例第 45 号）に基づき、建築物等における不良な生活環境の解消に向けた支援を要する状態を判定するとともに、支援の範囲を決定するための基準（以下「判定基準」という。）を定める。

（判定基準）

第 2 条 判定基準は、堆積物の状態の項目と物の堆積等により発生する個別評価項目とし、別表のとおりとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

（旧要綱の廃止）

2 周辺に影響がある不良な生活環境の判定基準要綱（平成 28 年 7 月健福第 310 号）を廃止する。

(別表) 不良な生活環境の判定基準

表1 堆積等の状態

項目	観点	基準	基準の説明
堆積等の状態	堆積等の状態によって、生活環境への影響度合いを判定する。	A	堆積等が、屋内及び屋外(注1)に大量にある。
		B	堆積等が、屋内又は屋外にある。
		C	堆積等はない。

※ 堆積等とは、物の堆積又は放置をいう。

※ Aに該当する場合、表2を評価せずとも、個別評価項目のいずれかでaになる可能性が極めて高いことから、この状態だけをもって近隣の生活環境が損なわれている状態であるとする。

※ Cに該当する場合、生活環境への影響を生じさせるような堆積等がないことから表2を省略できるものとする。

表2 個別評価項目

Bに該当する場合、表2をチェック

項目	観点	基準	基準の説明
① 悪臭	臭いの発生の程度によって、生活環境への影響度合いを判定する。	a	隣地との境界等(注2)において、臭気の判定を行った者のうち、生活に耐えられない臭気があると判定した者が、半数より多い。
		b	隣地との境界等において、臭気の判定を行った者のうち、生活に耐えられない臭気があると判定した者が、半数以下である。
		c	隣地との境界等において、臭気の判定を行った者のうち、生活に耐えられない臭気があると判定した者が誰もいない。
② 害虫等	害虫やねずみの発生の程度によって、生活環境への影響度合いを判定する。	a	屋内または屋外に害虫やねずみが多数発生しており、容易に目視できる。
		b	屋内または屋外に害虫やねずみが発生しており、物品をよけた際に目視できる。
		c	屋内及び屋外に害虫やねずみは目視できない。
③ 火気の使用状況等	火気を使用している場所などの状況や放火されやすい物の堆積等があるかを判定する。	a	(1) 屋内の床を覆う程度に物が堆積等しており、日常生活がその上で行われている。 (2) 屋外の堆積等された物に多量の可燃物が含まれており、敷地外から容易に火を着けることができる。
		b	(1) 屋内の床に物が堆積等しているが、床を全て覆うほどではなく、日常生活を営めるスペースが確保されている。 (2) 屋外の堆積等された物に可燃物が含まれているが、敷地外から容易に火を着けることはできない。
		c	(1) 屋内の床に物が堆積等しているが、日常生活は堆積等とは別のところで行われている。 (2) 屋外の堆積等された物に含まれる可燃物は少なく、堆積等に起因した火災が発生する蓋然性が低い。
④ 通行上の危険性	堆積等の場所や物の崩落による通行上の危険性を判定する。	a	(1) 堆積等された物が敷地外にはみ出している。 (2) 堆積等された物が崩落すれば、通行者、通行車両等に危険が直ちに及ぶおそれがある。 (3) 堆積等された物が他者も使用する私道等(注3)にあり、他者の通行に支障を生じさせている。 (4) 災害時の避難の際に支障を生じる可能性がある。
		b	(1) 堆積等された物が、使用が限定的な私道等(注4)にある。 (2) 堆積等された物が崩落したとしても、当該建築物等に居住する者以外に危険が及ぶ可能性が低い。
		c	堆積等を原因とする通行上の危険が発生する可能性が低い。
⑤ その他	その他の事象を含め生活環境への影響度合いを判定する。	a	(1) その他これらに準ずる影響がありその度合いが深刻である。 (2) 堆積等の状態、①から④及びその他これらに準ずる影響により、当該生活環境を総合的に勘案した結果、近隣の生活環境を損なう状態にあるもの。 (3) ①から④の状態のいずれか1つ以上がbであり、状況を総合的に勘案した結果、その項目のいずれかがaになるおそれがあるもの。
		b	(1) その他これらに準ずる影響があるがその度合いが軽微である。 (2) 堆積等の状態、①から④及びその他これらに準ずる影響により、当該生活環境を総合的に勘案した結果、当該建築物等の生活環境を損なう状態にあるもの。
		c	その他これらに準ずる影響がない

注1 屋外には、建築物の敷地だけでなく、これに隣接し、物の堆積又は放置(以下「堆積等」という。)が一体となつてなされている私道その他の土地を含む。ベランダ、軒下、共同住宅においては屋内の共用部分(廊下、ロビー等)も判定の対象となることに注意。

注2 共同住宅においては、共用部分など。

注3 共同住宅においては、屋内の共用部分(廊下、ロビー等)についても含む。

注4 使用が限定的な私道等とは、当該建築物等に居住する者又は当該建築物等に立ち入る必要がある者のみが使用する私道等をいう。

判定の結果

表 1、表 2 の判定は、区対策連絡会議において行う。

判定結果	判 定	状 態
A、B a	<input type="checkbox"/> 表 1 で堆積等の状態が A に該当 <input type="checkbox"/> 表 1 で堆積等の状態が B に該当し、表 2 の①から④のいずれかで a に該当、又は⑤ a (1) 若しくは(2) に該当	近隣の生活環境が損なわれている状態の不良な生活環境
B a	<input type="checkbox"/> 表 1 で堆積等の状態が B に該当し、⑤ a (3) に該当	近隣の生活環境が損なわれるおそれがある状態の不良な生活環境
B b	<input type="checkbox"/> 表 1 で堆積等の状態が B に該当し、表 2 のいずれかで b に該当し、かつ、a に該当するものがない	当該建築物等の生活環境が損なわれている状態
B c、C	<input type="checkbox"/> 表 1 で堆積等の状態が B に該当し、表 2 のいずれも c に該当 <input type="checkbox"/> 表 1 で堆積等の状態が C に該当	不良な生活環境ではない

支援の範囲

判定結果	条例上の支援の範囲
A、B a	<u>不良な生活環境を解消するための</u> 相談（第 6 条第 1 項）、 情報提供、助言、その他支援（第 6 条第 2 項） 排出の支援（第 6 条第 3 項）
B b	<u>不良な生活環境を解消するための</u> 相談（第 6 条第 1 項） 情報提供、助言、その他支援（第 6 条第 2 項）
B c、C	<u>不良な生活環境の発生を未然に防止するための</u> 相談（第 6 条第 1 項） 情報提供、助言、その他支援（第 6 条第 2 項）

※なお、措置（第 7 条から第 9 条まで）の実施については、判定結果が A 又は B a のうち、支援によって解消が困難な場合に、近隣住民の生命、身体、財産等に影響を及ぼしている程度等を個別に判断する。

横浜市建築物等における不良な生活環境の解消のための排出の支援に関する要綱

制 定 平成 28 年 12 月 1 日 健福第 916 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例（平成 28 年 9 月横浜市条例第 45 号。以下「条例」という。）第 6 条第 3 項の規定に基づき、不良な生活環境の原因となっている堆積物のうち一般廃棄物の排出の支援（以下「排出の支援」という。）について必要な事項を定める。

（定義）

第 2 条 この要綱における用語の意義は、条例の例による。

（対象）

第 3 条 排出の支援の対象は、不良な生活環境のうち、条例第 6 条第 3 項に定める、当該物の堆積等がされた建築物等の近隣における生活環境が損なわれている状態にあるもの又は当該建築物等における生活環境が損なわれ、かつ、その近隣における生活環境が損なわれるおそれがあるものであり、同項中、堆積者が自ら解消することが困難であると認められる場合とは、以下の状態を総合的に判断した上で、排出の支援の対象者とするのが相当と認められるものとする。

- (1) 堆積物の量が自ら排出できる限度を超えている
- (2) 家族等の身近な人の協力を得ることが困難である
- (3) 清掃業者等に排出を依頼できる能力に乏しい状態にある
- (4) その他の自ら排出することが困難な状態にある

（申請）

第 4 条 この要綱により排出の支援を受けようとする堆積者は、排出支援申請書・同意書（第 1 号様式）により、当該建築物等の所在区の区長に申請しなければならない。ただし、堆積者本人による申請が困難な場合は、本人が署名及び押印をした委任状（第 2 号様式）を併せて提出することで委任を受けた者が代理して行うことができる。

（決定）

第 5 条 区長は、前条による申請がなされたときは、第 3 条に掲げる要件に適合するかを審査し、排出の支援をすること又は支援の申請を却下することを決定し、その結果を前条の申請を行った堆積者に対し排出支援決定通知書（第 3 号様式）又は排出支援申請却下通知書（第 4 号様式）により通知する。

2 区長は、前項の規定により、排出の支援を決定した場合は、資源循環局長へ堆積物の排出の支援の依頼文（第 5 号様式）を送付する。

（手数料の負担）

第 6 条 前条により排出の支援の決定を受けた申請者は、条例第 6 条第 5 項の規定に基づき、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第 44 条及び別表第 1 の規定に従

い、排出の支援により排出された一般廃棄物の処理手数料を負担しなければならない。

(手数料の減免)

第7条 前条の手数料の負担については、横浜市一般廃棄物処理手数料減免要綱（平成2年3月24日資総第5号）により、減免の適用を受けることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、排出の支援に関し必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

委任状

代理人 住 所 _____
氏 名 _____
生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

私は、上記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

[_____]

記入日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

本 人 住 所 _____
氏 名 _____ (印)
電話番号 _____

※〔 〕内に委任事項を記入してください。
※自署の場合は、押印は不要です。

〒 ー
住 所
氏 名 様

〇 〇 区 長 印

排出支援決定通知書

年 月 日付で申請のあった排出の支援について、下記のとおり決定
されましたので、通知します。

1 支援内容

対 象 者	氏 名		電話番号	
	住 所			
対象とな る建築物 等	住 所	〒 ー		

2 特記事項（支援を行う際の条件等）

〒 ー
住 所
氏 名 様

〇 〇 区 長 印

排出支援却下通知書

年 月 日付で申請のあった排出の支援について、下記のとおり却下されましたので、通知します。

対 象 者	氏 名		電話番号	
	住 所			
対象となる建築物等	住 所	〒 ー		
却下理由				

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

資源循環局長

〇〇区長

堆積物の排出支援について（依頼）

不良な生活環境の解消のための排出の支援に関する要綱第5条に基づき、次の案件について排出支援を依頼します。

対象者	氏名		電話番号	
	住所			
対象となる建築物等	住所	〒 ー		
堆積者による撤去が困難な事情（概要）				
減免申請		有 ・ 無 (減免理由の概要：)		
区支援担当		〇〇課〇〇係 氏名〇〇 TEL		
その他		(例) 実施日、人員配置、役割分担、近隣住民の方への説明など、詳細については、区担当と調整をお願いします。		

各区対策連絡会議での事前調査結果

(平成28年6月末時点)

区	周辺に影響がある 不良な生活環境の件数
鶴見区	6
神奈川区	5
西区	3
中区	15
南区	5
港南区	0
保土ヶ谷区	3
旭区	9
磯子区	2
金沢区	4
港北区	1
緑区	1
青葉区	0
都筑区	0
戸塚区	2
栄区	1
泉区	1
瀬谷区	2
全市合計	60

いわゆる

横浜市は条例を制定し 「ごみ屋敷」の対策を進めます。

「横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生防止を図るための支援及び措置に関する条例（いわゆる「ごみ屋敷」対策条例）」を平成28年12月1日から施行します。

1 いわゆる「ごみ屋敷」とは

ごみなどの物が屋内や屋外に積まれることにより、悪臭や害虫の発生、崩落や火災等の危険性が生じるなど、**本人又は近隣の生活環境が損なわれている状態（不良な生活環境）**にある建築物やその敷地をいいます。

2 本人に寄り添った支援

基本的にいわゆる「ごみ屋敷」状態を解消する責任は、物をためこんだ本人にあります。しかし、その背景には、認知症、加齢による身体機能の低下や地域からの孤立などの様々な課題があります。そこで、これまでも福祉的側面から支援を行ってききましたが、**引き続き市・区役所と関係機関や地域住民が協力して、本人に寄り添った支援を行います。**この取組により、ごみを片付けるだけでなく、生活上の諸課題の解決をめざします。

【支援イメージ】

物をためこんだ本人



支援



連携・協力

市・区役所

関係機関

- 家庭訪問
- 生活相談
- 福祉制度の紹介
- 排出の支援 など

地域住民

- 見守り
- 声かけ など

③ この条例でできること

これまでも福祉サービスの一環で支援してきたことに加え、条例制定により、新たにできるようになる以下の事項を組み合わせ、いわゆる「ごみ屋敷」問題の解決に取り組みます。

調査

物をためこんだ本人の親族関係や福祉サービスの受給状況を調査することが可能になります。

ごみの排出の支援

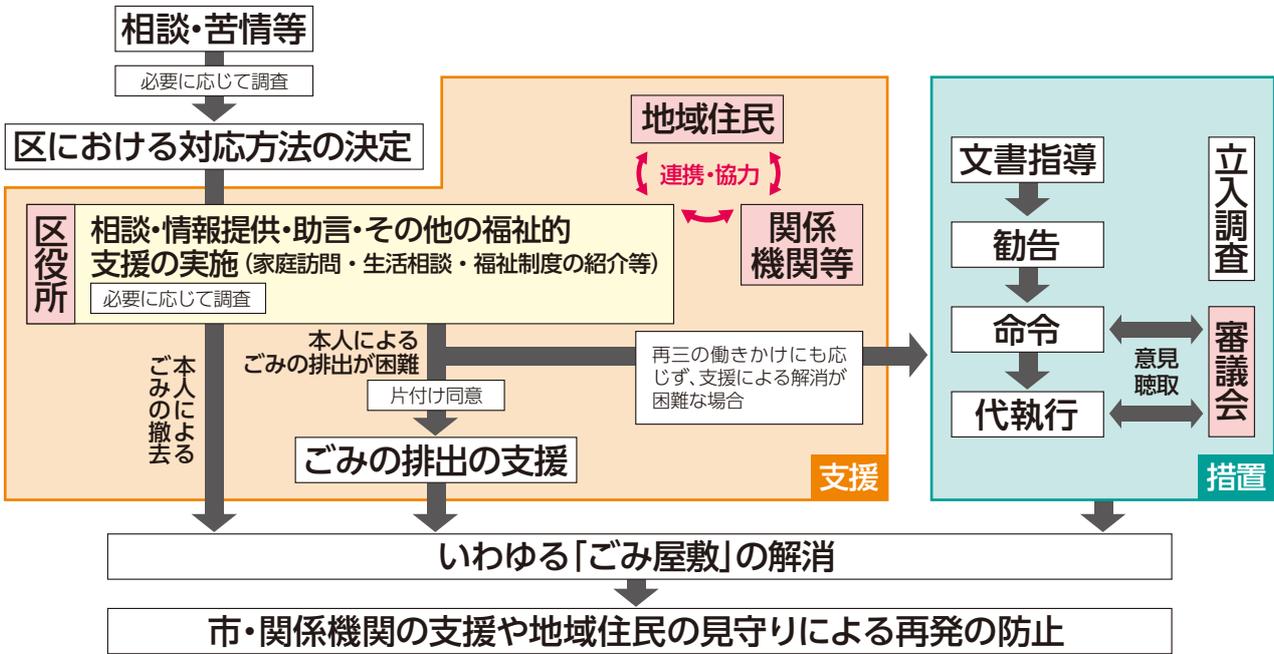
近隣の生活環境が損なわれていて、本人が片付けに同意したものの、自ら行うことができない場合に、行政がその片付けを支援します。

措置(代執行など)

周辺住民の生命・身体に深刻な影響を及ぼすおそれがあるにもかかわらず、再三の働きかけにも応じないケースについては、指導・勧告・命令・代執行(※)を行うことができます。

※代執行は、行政代執行法において、「他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるとき」に限り可能とされています。

④ 解消に向けた流れ



問合せ先 (市外局番はいずれも「045」です。)

- (1) 条例に関するお問合せは、健康福祉局福祉保健課まで **TEL 671-4049** **FAX 664-3622**
- (2) いわゆる「ごみ屋敷」に関するお問合せは、各区福祉保健課まで

区名	電話番号	FAX番号	区名	電話番号	FAX番号	区名	電話番号	FAX番号
青葉区	978-2433	978-2419	港南区	847-8432	846-5981	戸塚区	866-8418	865-3963
旭区	954-6101	953-7713	港北区	540-2338	540-2368	中区	224-8151	224-8157
泉区	800-2401	800-2516	栄区	894-6963	895-1759	西区	320-8436	324-3703
磯子区	750-2411	750-2547	瀬谷区	367-5702	365-5718	保土ヶ谷区	334-6313	333-6309
神奈川区	411-7131	316-7877	都筑区	948-2341	948-2354	緑区	930-2328	930-2355
金沢区	788-7820	784-4600	鶴見区	510-1791	510-1792	南区	341-1182	341-1189

- (3) ごみ処理一般のお問合せは、各区にある資源循環局事務所まで